

○ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則

令和三年三月二十六日

宮城県規則第二十五号

改正 令和四年一二月二三日規則第八八号

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、ふぐの処理等の規制に関する条例（令和三年宮城県条例第十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(販売の禁止の適用除外)

第二条 条例第三条ただし書の規則で定める者は、ふぐの卸売業者とする。

(免許を与えられる者)

第三条 条例第五条第一項第二号に規定する他の都道府県等でふぐの処理に関する免許等を受けている者で規則で定めるものは、他の都道府県等でふぐの処理に関する免許又は認定等（以下「免許等」という。）を受けている者で当該他の都道府県等において実施されるふぐ処理者試験と同等以上の試験（以下「同等以上の試験」という。）に合格したものであるものとする。

(免許の申請)

第四条 条例第五条第二項の規定による免許の申請は、ふぐ処理者免許申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 ふぐ処理者試験に合格したことを証する書類（条例第五条第一項第二号に掲げる者にあつては、同等以上の試験に合格し、ふぐの処理に関する免許等を受けている旨を証する書類の写し）
- 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）
- 三 精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(心身の障害によりふぐ処理者の業務を適正に行うことができない者)

第五条 条例第七条第二号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりふぐ処理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない

者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第六条 知事は、免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(ふぐ処理者名簿)

第七条 条例第八条第一項のふぐ処理者名簿は、ふぐ処理者名簿（様式第二号）によるものとする。

(免許証)

第八条 条例第八条第三項の免許証は、ふぐ処理者免許証（様式第三号）によるものとする。

(名簿の訂正の申請)

第九条 条例第十条第二項の申請書は、ふぐ処理者名簿訂正申請書（様式第四号）によるものとする。

(登録の消除の申請)

第十条 条例第十一条第一項の申請書は、ふぐ処理者名簿登録消除申請書（様式第五号）によるものとする。

(書換え交付の申請)

第十一条 条例第十二条第二項の申請書は、ふぐ処理者免許証書換え交付申請書（様式第六号）によるものとする。

(再交付の申請)

第十二条 条例第十三条第二項の申請書は、ふぐ処理者免許証再交付申請書（様式第七号）によるものとする。

(試験の方法)

第十三条 条例第十七条第一項に規定するふぐ処理者試験（以下「試験」という。）は、学科試験及び実技試験により行う。

2 試験の科目は、次のとおりとする。

一 学科試験

イ 水産食品の衛生に関する知識

ロ ふぐに関する一般知識

二 実技試験 ふぐの処理に関する技術

3 実技試験は、学科試験に合格した者に限り、受けることができる。

4 学科試験に合格した者に対しては、学科試験に合格した年度の翌々年度の三月三十一日までに行われる試験の学科試験を免除する。

(試験の公告)

第十四条 知事は、試験を行おうとするときは、その場所、期日、受験願書の提出期日その他試験に必要な事項をあらかじめ公告する。

(受験願書等)

第十五条 試験を受けようとする者は、ふぐ処理者試験受験願書(様式第八号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

二 条例第十八条に該当する者であることを証する書類

2 前項の場合において、第十三条第四項の規定により学科試験の免除を受けようとする者は、前項第二号に掲げる書類に代えて、学科試験に合格したことを証する書類を添付しなければならない。

3 知事は、第一項のふぐ処理者試験受験願書を受理したときは、当該ふぐ処理者試験受験願書を提出した者に受験票を交付するものとする。

(合格証書の交付)

第十六条 知事は、試験に合格した者に、ふぐ処理者試験合格証書(様式第九号)を交付する。

2 知事は、学科試験のみに合格した者に、ふぐ処理者試験学科試験合格証明書(様式第十号)を交付する。

(身分証明書)

第十七条 条例第二十五条第二項の身分を示す証明書は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令(平成二十一年/内閣府/厚生労働省/令第七号)第三条第二項に規定する食品衛生監視員の証とする。

(書類の経由)

第十八条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出する者の住所地を所管する保健所長を経由するものとする。ただし、仙台市又は県外の区域に住所を有する者が提出する書類については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(条例の施行の際現にふぐの処理の業務に従事している者)

2 条例附則第二項の条例の施行の際現にふぐの処理の業務に従事している者であって規則で定めるものは、令和三年五月三十一日において現に県のふぐの取扱いに関する指導要綱(昭和五十九年八月二十日施行)第九第一項又は第九の二第二項の規定によりふぐ取扱者名簿に登録されているふぐ取扱者(調理・加工・販売の区分に限る。)及び仙台市のふぐの取扱いに関する指導要綱(昭和五十九年七月一日施行)第九又は第九の二第二項の規定によりふぐ取扱者名簿に登録されているふぐ取扱者(調理・加工・販売の区

分に限る。)とする。

(令四規則八八・一部改正)

(国民学校の高等科を修了した者等と同等以上の学力があると認められる者)

3 条例附則第三項に規定する国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の二年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

一 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校又は附属高等女学校の第二学年を修了した者

二 旧盲学校及聾啞学校令（大正十二年勅令第三百七十五号）によるろうあ学校の中等部第二学年を修了した者

三 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第二学年を修了した者

四 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校の普通科の課程を修了した者

五 内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程（昭和十八年文部省令第六十三号）第一条から第三条まで及び第七条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校の二年の課程を終わった者又は第三号に掲げる者と同じの取扱いを受ける者

六 前各号に掲げる者のほか、知事において試験の受験に関し国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の二年の課程を修了した者とおおむね同等の学力を有すると認定した者

附 則（令和四年規則第八八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、令和三年六月一日から適用する。